

(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称)南渡田北地区北側開発計画

種類：大規模建築物の新設(第2種行為)

：商業施設の新設(第3種行為)

2 指定開発行為者

名称：ヒューリック株式会社

代表者：代表取締役 前田 隆也

所在地：東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号

3 公告日

令和7年3月31日(月)

4 条例環境影響評価書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年3月31日(月)から令和7年4月30日(水)まで

※土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 縦覧場所及び時間

場所：川崎区役所12階・田島支所仮庁舎・環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)

時間：午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午後5時15分まで)

※縦覧開始日(3月31日)は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該条例環境影響評価書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索 川崎市 アセス図書の公表



5 事業内容等に関する問合せ先

(1) 環境影響評価について

窓口：株式会社エスパシオコンサルタント 環境企画部

電話：03-6734-9640

ファクス：03-6222-2207

(2) 事業計画等について

窓口：ヒューリック株式会社バリューアッド事業部

電話：03-5623-8145

ファクス：03-5623-8128

6 備考

「条例環境影響評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話 044-200-2152



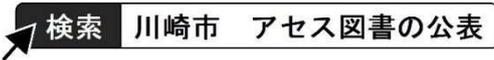
川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年3月31日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき（仮称）南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	ヒューリック株式会社 代表取締役 前田 隆也
	名称	（仮称）南渡田北地区北側開発計画
	種類	大規模建築物の新設（第2種行為） 商業施設の新設（第3種行為）
	実施区域	川崎市川崎区南渡田町1 外
	目的	研究施設等の新設
	内容	延べ面積：約 99,510 m ² （商業施設：約 310 m ² ） 敷地面積：約 25,460 m ²
	施行期間	令和7年度～令和9年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和7年3月31日（月）～4月30日（水）
	縦覧場所及び時間	縦覧場所：川崎区役所12階・田島支所仮庁舎・環境局環境評価課（市役所第20階）。 縦覧時間：午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。土曜日・日曜日・祝日は除く。 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から縦覧を行います。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921	